分娩取扱施設　開設者・管理者様

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

出産費用の価格改定に係るアンケート調査へのご協力のお願い

2023 年７月
厚生労働省保険局保険課

平素より周産期医療提供体制の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る妊婦の経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金について、2023 年４月から支給額が 50 万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は 48.8 万円）に引き上げられました。

出産費用の改定については、報道等により様々な指摘がなされていますが、他方、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、物価の高騰、分娩件数の減少など地域における産科医療機関等を取り巻く環境は変化しております。このため、産科医療機関等における出産費用の改定の状況については、価格改定をされた理由や、各施設においてこれまで価格改定を見送ってこられた期間等も含めて把握する必要があることから、今般、こうした点に係るアンケート調査を以下のとおり実施させていただくこととなりました。

お忙しいところ、大変恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．調査対象

直接支払制度を利用されており、2023 年７月時点で分娩を取り扱っている医療機関（助産所を含む）

２．調査の方法

2023 年８月８日（火）17 時までにオンラインでのご回答または郵送にて厚生労働省保険局保険課宛にご返送ください。

注：施設ごとに回答は１回としてください。

＜オンラインでの回答の場合＞

URL：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/2023_07_01_syussanhiyou

＜郵送での回答の場合＞

【郵送の宛先】※2023 年８月８日（火）消印有効
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省保険局保険課　企画法令第一係

３．調査の活用

本アンケートの結果については、厚生労働省において集計し、施策の検討に活用いたします。また、本調査において、価格改定の金額幅については直接支払制度の請求書データ（社会保険診療報酬支払基金分）より入手しますので、入力不要です。

なお、集計後の結果については、直接支払制度の請求書データの結果も含め、個別の医療機関等が特定されないよう処理し公表いたします。

４．お問い合わせ先

本調査についてご不明な点等がございましたら、厚生労働省保険局保険課宛までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省保険局保険課企画法令第一係

直通：03-3595-2556

E-mail：syussan02@mhlw.go.jp

出産費用の価格改定に係るアンケート調査

出産費用の価格改定に関連して、Ｑ１～Q11のアンケートについてご回答お願いいたします。
Ｑ２~Q10については、該当項目のチェックボックス（□）にチェックの上ご回答をお願いいたします。
本アンケートの所要時間は10分程度です。
また本紙右上に記載のQRコードを読み取っていただき、オンラインで回答いただくことも可能です。（回答は、本紙又はオンラインからの１回のみでお願いいたします。）

Q1　貴施設の医療機関コードもしくは助産所コード、施設名および所在都道府県をご記入ください。
なお、医療機関コードもしくは助産所コード及び施設名については直接支払制度の
請求書様式に記載するものと同じ内容での記載をお願いします。

医療機関コード・助産所コード	
施設名	
所在都道府県	

Q2　別紙１の医療機関形態表をご参照の上、貴施設の類型として、当てはまるものを
お選びください。

□　①　公的病院
□　②　私的病院
□　③　有床診療所
□　④　助産所
□　⑤　その他（　　）

Q3　2022年４月から2023年４月の期間に出産費用の価格改定を行いましたか。（複数回答可）
①、③の回答をした場合には、時期を記入してください。
※ここでいう出産費用は、正常分娩について、直接支払制度の請求書様式における入院料、分娩料、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料を合計した額です。
無痛分娩費用は含めないでください。直接支払制度の請求書様式における定義については、別紙２の直接支払制度請求書項目をご参照ください。

2022年４月から2023年４月の期間に出産費用を
□　①　増額した（　　）年（　　）月以降の出産から
□　②　価格改定をしていない
□　③　減額した（　　）年（　　）月以降の出産から

Q4-1　Q3で2022年４月から2023年４月の期間に出産費用を「①増額した」を選択した場合、価格改定を貴施設において決めた時期をお選びください。（複数回答可）

□　①　2022年４月から2022年12月まで
□　②　2023年１月から2023年４月まで

Q4-2　Q3で2022年４月から2023年４月の期間に出産費用を「③減額した」を選択した場合、価格改定を貴施設において決めた時期をお選びください。（複数回答可）

□　①　2022年４月から2022年12月まで
□　②　2023年１月から2023年４月まで

Q5　Q3で「①増額した」「③減額した」を選択した場合、出産費用の価格改定の理由をお選びください。（複数回答可）

・出産費用の<u>増額</u>を行った場合

□　①　医療者等の確保が難しく、人件費が増加したため
□　②　水道光熱費や消耗品費等の高騰のため
□　③　医療機器等の高騰のため
□　④　保健指導・検査等の充実や医療安全の確保のため
□　⑤　取り扱い分娩件数が減少したため
□　⑥　分娩取り扱いを継続するため
□　⑦　出産育児一時金が引き上げられることとなり、妊産婦の自己負担への影響が少ないと考えたため
□　⑧　その他（　　）

・出産費用の<u>減額</u>を行った場合

□　①　取り扱い分娩件数が減少していることから、より多くの妊産婦に利用してもらうため
□　②　地域の他産科医療機関等の出産費用を考慮したため
□　③　妊産婦の自己負担を減額するため
□　④　取り扱い分娩件数が増加したため
□　⑤　価格交渉や調達の見直しなどで、運営経費を抑えられたため
□　⑥　その他（　　）

Q6　Q3で「①増額した」「③減額した」を選択した場合、価格改定の内容に関する妊婦への情報提供の方法をお選びください。（複数回答可）

□　①　妊婦に口頭で説明を実施した
□　②　妊婦に書面を交付した
□　③　貴施設内にポスターを掲示した
□　④　貴施設のホームページに掲載した
□　⑤　情報提供は行っていない

Q7　Q6で「①妊婦に口頭で説明を実施した」「②妊婦に書面を交付した」「③貴施設内にポスターを掲示した」「④貴施設のホームページに掲載した」を選択した場合、価格改定について情報提供を開始した時期をご回答ください。

□　①　（Q6「①妊婦に口頭で説明を実施した」）　価格改定の（　　）か月前
□　②　（Q6「②妊婦に書面を交付した」）　価格改定の（　　）か月前
□　③　（Q6「③貴施設内にポスターを掲示した」）　価格改定の（　　）か月前
□　④　（Q6「④貴施設のホームページに掲載した」）　価格改定の（　　）か月前

Q8　以下の期間において、出産費用の価格改定を行ったことがあれば、該当する期間をお選びください。（複数回答可）　また該当する価格改定について、増額もしくは減額のいずれかにチェックを入れてください。それぞれの期間中に複数回価格改定を行った場合は、増額金額と減額金額の和をもって増額もしくは減額をお選びください。

例）2021年４月に３万円の増額、2021年８月に４万円の減額の場合には、

（＋30,000円）＋（－40,000円）＝<u>－10,000</u>となり、和の結果がマイナス（－）のため減額となる。

□　①　2021年４月～2022年３月	□増額した	□減額した
□　②　2020年４月～2021年３月	□増額した	□減額した
□　③　2019年４月～2020年３月	□増額した	□減額した
□　④　2018年４月～2019年３月	□増額した	□減額した

Q9　今後、出産費用の価格改定を実施する予定がありますか。

①、③の回答をした場合には、時期を記入してください。時期が未定の場合は未定を選択してください。

□　①　増額する予定がある	□（　　）年（　　）月以降の出産から		□未定
□　②　予定がない			
□　③　減額する予定がある	□（　　）年（　　）月以降の出産から		□未定
□　④　検討中である			

Q10　Q8で「①増額する予定がある」「③減額する予定がある」を選択した場合、その理由をお選びください。（複数回答可）

・出産費用を増額する予定がある場合

□　①　医療者等の確保が難しく、人件費が増加したため
□　②　水道光熱費や消耗品費等の高騰のため
□　③　医療機器等の高騰のため
□　④　保健指導・検査等の充実や医療安全の確保のため
□　⑤　取り扱い分娩件数が減少したため
□　⑥　分娩取り扱いを継続するため
□　⑦　出産育児一時金が引き上げられることとなり、妊産婦の自己負担への影響が少ないと考えたため
□　⑧　その他（　　）

・出産費用を減額する予定がある場合

□　①　取り扱い分娩件数が減少していることから、より多くの妊産婦に利用してもらうため
□　②　地域の他産科医療機関等の出産費用を考慮したため
□　③　妊産婦の自己負担を減額するため
□　④　取り扱い分娩件数が増加したため
□　⑤　価格交渉や調達の見直しなどで、運営経費を抑えられたため
□　⑥　その他（　　）

Q11　その他関連するご意見等がございましたらご自由に記載ください。

（別紙1）医療機関形態表

1:公的病院	国立療養所
	国立病院機構
	労働者健康福祉機構
	その他（独法）
	地方独立行政法人
	自治体（都道府県立）
	自治体（市町村立）
	国保直診
	その他（官公立）
	全社連
	日本赤十字社
	済生会
	厚生連
	国共連
	地共連
	健保連
	国保連
	私学事業団
	北社協
	その他（その他公的）
	国立大学
	公立大学

2:私的病院	私立大学
	医療法人社団
	医療法人財団
	社団法人
	財団法人
	宗教法人
	社会福祉法人
	医療生協
	更生保護法人
	その他（その他法人）
	株式会社
	その他（会社法人）
	個人

3:診療所	国立施設
	独立行政法人
	地方独立行政法人
	自治体（都道府県立）
	自治体（市町村立）
	国保直診
	その他（官公立）
	全社連
	船保会
	日本赤十字社
	済生会
	厚生連
	国共連
	地共連
	健保連
	国保連
	その他（その他公的）
	医療法人社団
	医療法人財団
	社団法人
	財団法人
	宗教法人
	NPO法人
	学校法人
	社会福祉法人
	中間法人
	医療生協
	その他（その他法人）
	株式会社
	その他（会社法人）
	個人

4:助産所

（別紙２）直接支払制度　請求書項目

平成　　年　　月分 出産育児一時金等代理申請・受取請求書【 正常 ・ 異常 分娩】

保険者番号	

医療機関等コード	
分娩機関管理番号	
医療機関等所在地及び名称	

被保険者等との申請及び受取に係る契約に基づき、被保険者等に代わり以下のとおり支払を求めます。

社国	本家	被保険者証記号	被保険者証番号	妊婦氏名（カナ氏名）	生年月日	在胎週数	出産年月日
1:社・2:国	1:本・5:家				3:昭 4:平　年　月　日		4:平　年　月　日

死産有無	出産数	入院日数	産科医療補償制度	入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料
1:有・2:無・3:混在			1:対象・2:対象外・3:混在						

処置・手当料	産科医療補償制度	その他	一部負担金等	妊婦合計負担額	代理受取額	備考

合計	取扱件数	出産数	代理受取額合計

頁数
／

・入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。

・室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。

・分娩介助料…異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。）時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「－」（ハイフン）とする。

・分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。異常分娩時には「－」（ハイフン）とする。

・新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。

・検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。

・処置・手当料…妊婦（産褥期も含む）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。

・産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。

・その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、①～⑧に含まれない費用をいう。

・一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。

・妊婦合計負担額…直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。①～⑩の合計に一致する。

・代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が５０万円（加算対象出産でない場合は４８．８万円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には５０万円又は４８．８万円が記載額となる。直接支払制度を利用していない場合には、領収・明細書上０円となる。また、多児出産（死産を含む）の場合は、児数×出産育児一時金等の額が上限となる。